

誰のため？ 何のため？

■著作権法改正へ——山田 奨治

環太平洋連携協定（TPP）による著作権保護期間延長にまつわる最後の話題は、戦時加算の解消についてです。著作権の戦時加算とは、旧連合国民が戦前・戦中に取得した著作権を、日本において戦争期間の実日数分長く保護することをいい、サンフランシスコ平和条約に定められています。これは日本が先の戦争をした代償ともいえるもので、20世紀半ばに作ってしまった負の遺産です。

加算する日数は、相手国によって幅があります。たとえば米英仏に対しては最長で3794日で、オランダに対しては3844日、ベルギーに対しては3910日です。

JASRACという略称でおなじみの日本音楽著作権協会

④ 戦時加算とは何か

この部分は公開に適さないため削除されています。

が、とてもわかりやすい具体例をホームページに載せているので、それを紹介しましょう。「ドレミの歌」の作詞者として有名な米国人のオズカー・ハマースタイン二世は、「ラバー・カムバック・トゥー・ミー」という曲の詞を、戦争中の1943年3月31日に公表しました。ハマースタイン二世は1960年に亡くなったので、死後50年を経過した2010年末をもってその詞の日本での著作権は消滅するはずでした。ところが戦時加算があるため、1943年3月31日から平和条約発効前日の52年4月28日までの3316日分が加算され、この詞の日本での著作権は2020年1月29日まで存続していることになりました。TPPによって保護期間が

戦勝国の保護期間、約10年長く

死後70年になり、それに戦時加算もかかると、この作品は作者の死後80年近くも保護されることとなります。

日本のTPP交渉官たちも、これはさすがによろしくないと考えたようです。昨年7月末の報道では、保護期間70年に賛成する代わりに戦時加算を解消するよう、日本が強く要望したと伝えられました。しかしこの「交換条件」は、奇異なものでした。なぜならば、戦時加算は放置しておいても時間の経過とともにやがて影響がなくなるものです。保護期間は一度延ばせば元に戻すことはほぼ不可能だからです。さらに、戦時加算の対象でTPPに入っていない国は11国もあります。

公表されたTPPの条文をみ

ると、戦時加算解消のことは書かれてありません。付属の交換文書に「産業界主導の対話を奨励し、歓迎する」とあるだけです。戦時加算解消はTPP参加国の義務でも何でもなく、民間努力にまかせるということです。つまり、保護期間延長に日本は一方的に譲歩しただけで、戦時加算解消との「交換条件」は成立していなかったのです。

著作権の戦時加算は地味なトピックで、それを意識しなければならぬケースは多くはないため、つい忘れてしまいがちです。しかし、戦時加算の影響がつづく今世紀半ば過ぎまで、日本の著作権の「戦後」は終わりません。

（国際日本文化研究センター教授）